

長崎県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成23年8月

長崎県広報課

平成24年2月1日一部改正

平成31年1月18日一部改正

令和6年3月14日一部改正

令和6年12月11日一部改正

1 趣旨

このガイドラインは、長崎県職員（以下、「職員」という。）が職務の一環として、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点等を示したものである。

2 ソーシャルメディアの定義

インターネットなどを利用して、ユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報のやり取りを可能とする情報伝達媒体。ソーシャルメディアの具体例として、X、Facebook、Instagram、TikTok、LINE、YouTube、ブログ等がある。

3 適用範囲

このガイドラインは、県が開設したソーシャルメディアを運用する全ての職員（「ソーシャルメディア推進員」という。）に適用する（県が事業者へ委託する場合も含む。）。

県に関わる事業等で、実行委員会等の外部団体が主体となり、ソーシャルメディアを運用する場合は適用外とする。ただし、事業所管課と実行委員会等の外部団体との間で、このガイドラインを参考に利用方針を策定し、届け出ること。

4 ソーシャルメディア運用の目的

ソーシャルメディアは、身近な情報伝達手段として県民の生活に広く浸透し、社会的に大きな影響を及ぼすようになっている。そのため、これまで県政にあまり馴染みのなかった方々に対し、情報を発信する有効な手段であることから、ウェブサイトや他の広報媒体へ誘引する入口となることを目的として運用する。また、ソーシャルメディアのもつ、即時性や拡散性、双方向性を活かし、県政等に関する情報を積極的かつ即時に発信することで、情報の伝播効果を高める。

5 ソーシャルメディアの利用に当たっての遵守事項

(1) 運用ポリシーの作成

新たにアカウントを開設する場合は、次の点を明確にした運用ポリシーを各所属において作成し、事前に長崎県広報課（以下「広報課」という。）に届け出ること。

- ①利用目的
- ②他のアカウントに対する対応方針
- ③禁止事項
- ④知的財産権
- ⑤免責事項
- ⑥個人情報の収集・利用・管理について
- ⑦お問い合わせ先

(2) 利用端末

運用にあたっては、個人所有のパソコンやスマートフォン等のモバイル端末を使用してはならない。アカウントのユーザー名やパスワードは部外者に開示してはならない。また、他者のパスワードを利用して発信してはならない。

(3) 基本原則

ソーシャルメディアによる情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。

- ①職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
- ②法令、当ガイドライン、各アカウントの運用ポリシーを遵守すること。
- ③職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
- ④利用者（職員を含む。）の基本的人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
- ⑤公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
- ⑥取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
- ⑦誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
- ⑧投稿する写真、動画については、画面内に個人情報、非公開情報、掲載許可を得ていない対象等が写りこんでいないか、投稿の前に必ず確認を行うこと。
- ⑨利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

(4) 禁止事項

ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。

- ①誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報を発信すること。
- ②人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
- ③職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
- ④違法行為または違法行為をおおる情報を発信すること。
- ⑤職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- ⑥県及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- ⑦わいせつな内容を含む情報を発信すること。

- ⑧信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）を発信すること。
- ⑨重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（県が積極的に意見等を求める場合を除く）。
- ⑩職員の身分以外の者に情報発信させること。

6 長崎県のソーシャルメディアの利用に関する留意点

- (1) 各所属は、所属長が指名したソーシャルメディア推進員を通して情報を発信する。発信は各所属の判断と責任により行う。（原則として、Xは「長崎県総合公式」から、YouTubeは「長崎がんばらんばチャンネル」から情報発信するものとする。ただし、広報課が別途認めるアカウントを除く。）
- (2) アカウント登録用メールアドレスは、長崎県イントラネットで使用可能な、各所属に付与されたソーシャルメディア専用のアドレスとする。
- (3) 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、分かりやすい言葉や表現で伝えるものとする。
- (4) 広報課は、各所属のアカウントと運用ポリシーをまとめてホームページ上に掲載し、なりすましでないことを証明する。
- (5) 各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (6) 法令、各アカウントの運用ポリシー及びこのガイドラインに照らし、重要な利用違反や不正利用等が判明した場合、所属長は当該所属のアカウントを閉鎖する等の措置をとる。
- (7) このガイドラインに定めていないことについては、広報課と各所属とが協議して定めるものとする。